

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成18年5月18日(2006.5.18)

【公開番号】特開2000-75559(P2000-75559A)

【公開日】平成12年3月14日(2000.3.14)

【出願番号】特願平11-237125

【国際特許分類】

G 03 G 9/113 (2006.01)

【F I】

G 03 G 9/10 3 5 1

【手続補正書】

【提出日】平成18年3月22日(2006.3.22)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】コアと、(1)スチレン/モノアルキルアミノアルキルメタクリル酸エステル又は(2)スチレン/ジアルキルアミノアルキルメタクリル酸エステルのポリマーコーティングと、を有してなるキャリヤ。

【請求項2】前記ポリマーが、スチレン及びジメチルアミノエチルメタクリル酸エステルのコポリマー、スチレン及びジエチルアミノエチルメタクリル酸エステルのコポリマー、スチレン及びt-ブチルアミノエチルメタクリル酸エステルのコポリマー、又はスチレン及びジイソプロピルアミノエチルメタクリル酸エステルのコポリマーである、請求項1に記載のキャリヤ。

【請求項3】コアと、(1)ポリスチレン/モノアルキル又はジアルキルアミノアルキルメタクリル酸エステル及び(2)ポリt-ブチルスチレン/モノアルキル又はポリt-ブチルジアルキルアミノアルキルメタクリル酸エステル、からなる群から選択されるポリマーコーティングと、を有するキャリヤであって、前記ポリマー(1)がスチレン50~95重量%、及び前記モノアルキル又はジアルキルアミノアルキルメタクリル酸エステル5~50重量%を含有し、前記ポリマー(2)がt-ブチルスチレン50~95重量%を含有するキャリヤ。

【請求項4】コアと、(1)t-ブチルスチレン及びジメチルアミノエチルメタクリル酸エステルのコポリマー、(2)t-ブチルスチレン及びジエチルアミノエチルメタクリル酸エステルのコポリマー、t-ブチルスチレン及びt-ブチルアミノエチルメタクリル酸エステルのコポリマー、又はt-ブチルスチレン及びジイソプロピルアミノエチルメタクリル酸エステルのコポリマー、からなる群から選択されるポリマーコーティングと、を有するキャリヤ。